

# Goodすぽ一つ東松島 入会申込書

年 月 日

区分	会員No.	新 ・ 既	性別	生年月日
ふりがな			男 ・ 女	昭・平 年 月 日
氏 名				本年度学年 小・中 年生
住 所	〒			
連絡先	自宅 携帯			
学校名	幼稚園 保育所	保護者名		

**注意事項**

- ・ 申込書は、東松島市民体育館 2 階NPO法人東松島市体育協会事務局内 Goodすぽ一つ東松島事務局（平日 9：00～17：00）に提出してください。
- ・ 太枠線内を記入してください。
- ・ 保険加入のため生年月日が必要です。必ず記入してください。
- ・ 保護者氏名欄は 18 歳未満の方が入会される場合、記入してください。
- ・ 学年は申込日現在で記入してください。
- ・ お預かりした個人情報は、Goodすぽ一つ東松島の活動に関わる事項以外には使用いたしません。
- ・ 退会及び教室を辞める場合は、予定される日の一か月前に事務局へ申し出てください。

（誓約書）

私はGoodすぽ一つ東松島（以下クラブ）の入会にあたり、クラブが開催する事業に参加しても支障がない健康状態であり、参加中も自己責任において十分に注意して活動し、無理な運動はいたしません。万一事故があった場合、任意に加入するスポーツ保険の適用範囲での対応とし、クラブ及びすべての関係者にご迷惑をおかけしません。

また、クラブ入会にあたり、広報目的（広報誌やホームページ）に限り、入会者の肖像権及び大会記録等をクラブが使用することを承認します。

以上のことを誓約して入会を申し込みます。

（申込者が18歳未満の場合は保護者が署名捺印）

年 月 日

印

お問合せ先：Goodすぽ一つ東松島事務局（TEL 8 2 - 9 0 3 0 ・ 東松島市体協内）

# Goodすぽーつ東松島会員規程

## (目的)

第1条 この規定は、Goodすぽーつ東松島（以下「クラブ」という。）会員の入会、退会及び会費等に関する事項を定め、円滑な事業運営及び会員の健康の保持増進並びにスポーツ活動の促進を図ることを目的とする。

## (会員)

第2条 会員とは、クラブの活動目的に賛同し、所定の入会手続きにより入会した者をいう。

- 2 クラブに入会を希望する団体及び個人は、別紙の入会申込書に必要事項を記入の上、申込することができる。
- 3 会員は、活動中の写真又は映像等を使用することに承諾したものとする。
- 4 医師等から運動を制限されている者は、申込することができない。

## (年会費)

第3条 会員の会費は次のとおりとする。

- |                   |         |
|-------------------|---------|
| (1) 一般会員          | 4, 000円 |
| (2) ジュニア会員        | 3, 000円 |
| (3) シニア会員         | 3, 500円 |
| (4) 賛助会員（企業・法人）1口 | 5, 000円 |
| （個人）1口            | 3, 000円 |
| (5) サポーターズクラブ会員   | 無償      |

- 2 年会費は入会月から当年度3月までの金額とする。
- 3 年会費は、理由を問わず原則として返金を行わない。

## (退会・申込内容の変更)

第4条 会員は、次の場合事前に所定の手続きを行わなければならない。

### (1) 退会

退会しようとする会員は、別紙の退会届に必要事項を記入の上、クラブに提出しなければならない。

### (2) 申込内容の変更

会員の氏名、住所又は電話番号等に変更があったときは、速やかに別紙の変更届に必要事項を記入の上、クラブに提出しなければならない。

## (会員証)

第5条 会員証の取扱について、次のとおりとする。

- (1) 会員証は、委員長が入会を認めた団体及び個人に対し発行する。
- (2) 会員証は、クラブの事業に参加する都度、受付に提出するものとする。
- (3) 会員証は、本人に限り使用することができる。
- (4) 会員証を破損、紛失した場合は速やかにクラブに報告するものとする。また、会員証の再発行を行う場合、手数料として実費（100円）を徴収する。
- (5) 会員証は、クラブを退会した場合、返却するものとする。

## (保険の加入)

第6条 クラブ規約第6条1項1号及び2号及び3号に規定する会員は、クラブが指定する保険に加入しなければならない。